

「いじめ自殺根絶を求めて」

～子どもの権利が守られる学校づくり～

2018. 2. 12

弁護士 野 口 善 國
於 明石アスパシア北館

1 自己紹介

研究者ではなく実践者として

2 子どもの権利条約 1989年国連総会で採択

ポーランドのコルチャック委員会

3つのP

・ P r o t e c t i o n

・ P r o v i s i o n

・ P a r t i c i p a t i o n 第12条意見表明権

日本批准 1994年

第42条 児童にも広く知らせることを義務付け

3 1990年頃の丸刈り校則廃止運動の経験

兵庫県弁護士会の勧告

父母のがんばり－悪の軍団と言われる

当時の校則、管理主義

4 今なお減らない子どもの自死

子どもの自死は最大の人権侵害

いじめ自死の暗数－証拠の不存在

こんなことで死ぬのか－いじめられた子はほとんどが自殺を考える

5 いじめの4層構造論

森田洋司教授の説

6 最新のいじめ防止対策推進法の定義

第2条 一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であっても、

対象となった児童等が心身の苦痛を感じるもの

非常に広い定義

7 裁判所や精神科医等の無理解

いじめ死の認定 特に不法行為（予見可能性）認められにくい
認められても過失相殺大きい
教師も感度が低い

8 どうしたら防止できるか

子どもの権利が守られる学校

—管理主義からの脱却（規則でがんじがらめ）

個性、自発性の尊重

ゆとりのある学校

—過剰な競争、ブラック部活をやめる

ゆとり教育は本当に間違っていたのか？

徹底的な被害者の保護

徹底的な加害者、集団への指導

スクールカウンセラー、スクールワーカー、スクールロイヤーの問題点